

市町村名	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	予防接種助成事業	<p>★就学時前の乳幼児に対するインフルエンザ予防接種料の助成を行うことで、病気発症の予防と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 生後6月～未就学児</p> <p>2.接種期間 平成27年10月1日から平成27年12月28日まで</p> <p>3.助成額 1回あたり2,000円(2回接種)</p> <p>4.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約し、母子健康手帳と市発行の乳幼児インフルエンザ予防接種助成券を持参すると差額分の支払となります。</p>
南さつま市	乳幼児任意予防接種事業	<p>★乳幼児に対しておたふくかぜワクチンの接種助成を実施することで接種率の向上を図り、感染予防・重症化の予防等に努め、子育てしやすいまちづくりの環境整備を図ります。</p> <p>1.対象者 1歳～5歳</p> <p>2.接種期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>3.助成回数 1回のみ</p> <p>4.助成額 全額助成</p> <p>5.助成要件 ・南さつま市に住民登録があること ・既にワクチン接種済みの者は除く</p> <p>6.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約していただき、母子健康手帳と南さつま市民であることが証明できるもの(健康保険証など)を持参していただくと無料で接種できます。</p>
南さつま市	なでしこ健診	<p>★市の実施する集団健診において、対象となる年齢の女性に、特定健診と女性検診を含む各種がん検診を一日で実施できる健診を行います。</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢) ・南さつま市に住民登録があること ・41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性の方</p> <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p>
南さつま市	華の50歳・還暦無料健診	<p>★市の実施する集団健診において、下記年齢の者を対象に、特定健診と各種がん検診を無料で実施します。</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢) 南さつま市に住民登録がある、50歳、60歳の方</p> <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p> <p>3.利用料金 無料</p>

市町村名	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	人間ドック等補助金	<p>★南さつま市国民健康保険の加入期間が1年以上ある30歳から74歳までの方で、人間ドック・脳ドック・がんドックを受診された方に対し、かかった費用の一部を補助します。ただし、4月1日現在で40・45・50・55・60歳の節目の方で、人間ドック(節目人間ドック)を受診された方については、かかった費用の全額を補助します。</p> <p>1.対象者 人間ドック・脳ドック・がんドック ⇒ 30歳から74歳までの方 節目人間ドック ⇒ 4月1日現在40・45・50・55・60歳の方</p> <p>2.助成額 人間ドック・脳ドック 費用の7割(100円未満切捨) がんドック 上限50,000円 節目人間ドック 費用の全額</p> <p>3.手続き方法 受診予約 ⇒ 交付申請(承認書・質問票交付) ⇒ 受診 ⇒ 交付請求(領収書・検査結果・質問票提出) ⇒ 補助金交付</p>
南さつま市	高齢者等訪問給食サービス事業	<p>★高齢者等に毎日の食事を訪問により提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持及び「食」の自立促進を図るとともに、安否の確認などを併せて行うことによって、高齢者等の孤独感の解消や自立した生活の維持を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有し、次の条件のいずれかに該当する者であって、自ら調理をすることが困難なものとします。ただし、これらの者と同居又は同一敷地内に居住し、これらの者に対し介護その他の援助ができる者がいるときは事業の対象者としません。 (1)介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者 (3)知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者 (5)おおむね65歳以上のひとり暮らしをしている者、虚弱もしくは寝たきりの者又はその他前各号に掲げる事由に準ずる者として市長が認めたもの</p> <p>2.内容 食事の配食を行うことにより食生活の改善と「食」の自立促進を図り、あわせて安否確認を行う。地区により配食内容が異なります。1日1～2食(週5～7日)</p> <p>3.利用料等 所得に応じて利用料が4段階になります。 (400円、450円、500円、600円)</p>
南さつま市	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス	<p>★南さつま市内に居住する要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活に欠かせない寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供し、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市内に住所を有する者で、寝具の衛生管理の援助が必要と判断され次の条件のいずれかに該当するもの。 (1)世帯の全ての者が要介護1以上の認定を受けている世帯に属する者 (2)高齢者以外の世帯員が属する世帯の要介護2以上の高齢者 (3)重度の身体障害のため臥床している身体障害者(児) (4)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>2.内容 寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。</p> <p>3.利用料金 無料</p>

市町村名	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	在宅高齢者等介護用品支給制度	<p>★紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等及び重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行います。</p> <p>1.対象者 市内に住所を有する在宅者のうち (1)要介護認定又は要支援認定を受けた者で、日常的に介護用品を使用している者 (2)65歳以上の高齢者で、日常的に介護用品を使用している者 (3)身体障害者手帳2級以上の障害のある3歳以上の者で、日常的に介護用品を使用している者</p> <p>2.内容 本市に住所を有する紙おむつ等の介護用品を常時必要とする在宅の高齢者等や重度心身障害者(児)に対し、介護用品の支給を行い、福祉の増進を図るとともに、介護家族の身体的、経済的及び精神負担の軽減を図る。</p> <p>3.利用料 ・要介護4又は5と認定された者 1人当たり年間75,600円(月6,300円)を限度とする。 ・要支援1から要介護3と認定された者 1人当たり50,400円(月4,200円)を限度とする。 ・65歳以上の者、身障手帳2級以上又は療育手帳A2以上の障害のある3歳以上の者 1人当たり年間25,200円(月2,100円)を限度とする。</p>
南さつま市	長寿祝金支給	<p>★高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表するため、祝金を支給します。</p> <p>1.対象者 その年の1月1日から12月31日までの間に98歳になる者及び最高齢の男女</p> <p>2.祝金の額 ①98歳になる者 3万円 ②最高齢の男女 10万円(1回限りの支給とする。)</p> <p>3.支給月 ①98歳になる者 1月 ②最高齢の男女 9月</p>
南さつま市	はり・きゅう等施術料助成金交付	<p>★高齢者のはり・きゅう等の利用に対し助成を行い、高齢者の健康保持と福祉の増進を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(70歳以上)の方 (身体障害者手帳3級以上は、65歳以上の方)</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した、はり・きゅう等施術師の免許を有する者が施術する施設</p> <p>3.助成額 1回につき1,000円の助成 (40枚綴りのはり・きゅう券を交付)</p>
南さつま市	伸ばせ健康寿命よか湯だな事業	<p>★高齢者の温泉利用に対し助成を行い、健康の保持増進及び保健の向上を図ります。</p> <p>1.対象者 南さつま市に住所を有する高齢者(65歳以上)の方</p> <p>2.対象施設 市内及び近隣市で市が指定した公衆浴場営業許可を有する温泉等施設 (入浴券交付時に、指定施設一覧表を配付)</p> <p>3.助成額 1回につき200円の助成(36枚綴りの温泉等入浴券を交付)</p> <p>※平成27年6月1日から事業開始</p>